次期計画策定に向けた各部会における調査審議の進め方

資料３

都道府県こども計画については、こども大綱を勘案し策定するとされていることから、こども大綱に規定する各種施策と現行計画（こども未来づくり北海道計画・青少年健全育成基本計画・子どもの貧困対策推進計画）の施策を比較し、次期計画へ反映する施策について、各部会において所管する関係計画（施策）を調査審議し、こども施策部会において次期計画全体の調査審議を行う。

こども施策部会

次期計画全体を調査審議（取りまとめ・全体調整）

各部会の検討内容

各部会

こども大綱	現行計画	次期計画への記載について検討が必要な施策
こども大綱における施策	現行計画に掲載している施策 現行計画に掲載がない施策	次期計画への反映について検討

【こども基本法第10条】
都道府県は、こども大綱を勘案して、都道府県におけるこども施策についての計画を定めるよう努めるものとする。

次期計画策定に向けた各部会における調査審議の進め方

▌調査審議の進め方

- 北海道こども施策審議会の下に設置された次の**各部会において所管する関係計画について調査審議**
- 各部会において、**各計画の対象となるこども・若者等の意見を聴きながら策定作業を進める**
- 各部会における審議結果を踏まえ、**こども施策部会において次期計画全体を調査審議**

No	名　称	所掌する計画	所管
1	こども施策部会 ［こどもの意見反映有識者WG］	・**第四期北の大地☆子ども未来づくり北海道計画**（北海道子どもの未来づくりのための少子化対策推進条例第７条） ・**都道府県こども計画**（こども基本法第10条）	政策企画
2	こども部会	***※こども施策全般***	政策企画
3	こども・子育て支援部会	・**子ども・子育て支援事業支援計画**（子ども・子育て支援法第62条） ・**母子保健等を含む成育医療等に関する計画**（厚労省子ども家庭局長通知[R5.3.31]）	成育支援 保育人材 母子保健
4	こども家庭支援部会	・**第二期北海道子どもの貧困対策推進計画**（子どもの貧困対策の推進に関する法律第９条） ・**自立促進計画**（母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条）	家庭支援
5	困難女性支援部会	［困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画］ （困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第８条）	家庭支援
6	障がい児支援部会	・**都道府県こども計画（こども基本法第10条）**※障がい児支援施策に関する事項等	障がい児支援
7	こども措置審査部会	・施設入所等の措置の決定等、死亡事例等の重大事例の検証、被措置児童等虐待等	児童相談
8	権利擁護部会	・社会的養護に係る児童等の権利擁護等	児童相談
9	次世代成育支援部会	・**第２次北海道青少年健全育成基本計画**（子ども・若者育成支援推進法第９条）	次世代成育支援
10	社会環境整備部会	・青少年の健全育成のための社会環境の整備等	次世代成育支援
11	社会的養育支援部会	・**都道府県社会的養育推進計画**（厚労省子ども家庭局長通知[H30.7.6]）	社会的養育